

「積載形トラッククレーン定期自主検査者安全教育」のご案内

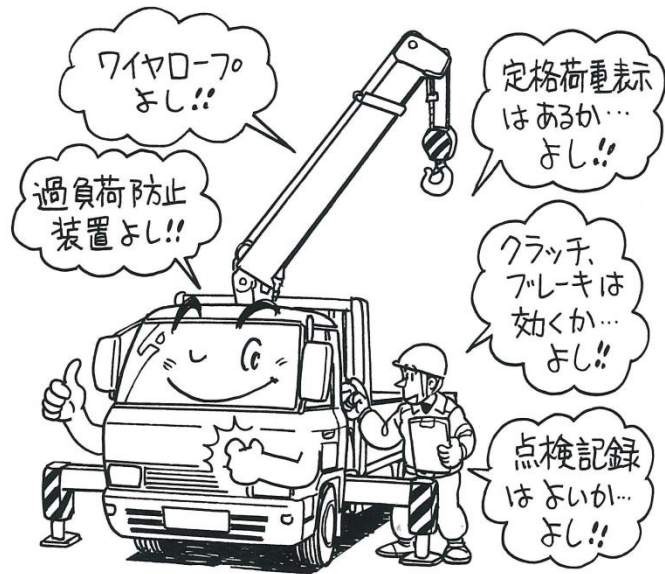
皆様が日頃使用されている移動式クレーンは重量物を取り扱う機械であるため、いったん災害が発生すると人的及び物的にも大きな事故につながってきます。そのため移動式クレーンは危険な機械として、その製造段階から使用廃止にいたるまで厳しく規制されており、すべてのクレーンについて1年以内毎に1回(年次検査)、1ヶ月毎に1回(月次検査)の定期自主検査が義務づけられております。

移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育については、厚生労働省通達昭和59年10月9日基発第546号「移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育について」に基づき、その推進を図っているところですが、移動式クレーンのうち、つり上げ荷重が3トン未満の積載形トラッククレーンのみの定期自主検査を行う者に対する安全教育が平成18年3月31日から、新たに追加されました。

この講習は、厚生労働省通達による「定期自主検査者に対する安全教育カリキュラム」に準拠し当支部が実施するものです。

受講ご希望の方は、下記の要領でお申し込みください。

また、(一社)日本クレーン協会においては、年次検査を行なったことを示すためのステッカーを販売しておりますが、その際には**定期自主検査が適切に実施されるよう、「定期自主検査者安全教育」修了者の有無を確認**させて頂いております。



記

- 【日 時】 日程はホームページ上でご確認ください。 8:30 ~ 12:30
- 【会 場】 一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部 (中頭郡中城村屋宜 64-8)
- 【定 員】 50名 (定員になり次第締め切ります)
- 【受講料等】 受講料→6,500円 テキスト代→1,527円
- 【申込方法】 別紙申請書に必要事項を記入し、写真1葉(縦4cm横3cm)を添えて当協会窓口か、FAXでお申し込み下さい。
- 【振 込 先】 沖縄銀行 牧港支店 (普) 1 2 2 5 8 3 7
シャ) ニホンクレーンキョウカイ オキナワケンシブ
一般社団法人 日本クレーン協会 沖縄県支部

※お振込手数料は、受講者負担となっております。

※受付後、取消しの申し出があっても受講料等は原則としてお返し致しません。

- 【お問い合わせ先】 一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部
〒901-2405 沖縄県中頭郡中城村屋宜 64-8
TEL 098 (942) 3001 FAX 098 (942) 3002